

生 特 ． 庶 第 6 号

平成 29 年 1 月 10 日

平成 30 年 1 月 5 日まで保存

日本私立大学団体連合会
会 長 鎌 田 薫 殿

警視庁生活安全特別捜査隊長



貴連合会に加盟する団体の私立大学に対する情報提供及び注意喚起について（依頼）

記

貴連合会におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当隊は、警視庁組織規則（東京都公安委員会規則）に基づき、東京都迷惑防止条例違反の取締りを所掌する所属であり、同条例を根拠として、都内の盛り場等における客引き行為等の取締りを推進しているところでございますが、近年、都内の大学等に在籍する学生が居酒屋等の客引きとして稼働し、同条例（第7条）違反で検挙されるケースが急増しております。

違法な客引き行為は、盛り場の風俗環境を悪化させる大きな要因となる犯罪であることから、警視庁としても、都民生活の安全・安心を確保するとともに、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、健全な風俗環境を醸成するため、取締りを強化推進しているところであります。

取締りを受けた学生の大半は、客引き行為等の違法性を認識しつつも、「友人や先輩もやっているから大丈夫だ。」などと安易に考え、アルバイト感覚でこれらの違法行為に及んでおり、犯罪意識が極めて希薄な現状にあります。

我が国の将来を担う学生が、万が一にもこのような犯罪行為に手を染めることのないよう、貴連合会に加盟する団体の私立大学に対する情報提供及び学生に対する注意喚起について、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。